## 文京区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案の主な内容

## 1 改正理由

子どもや子育でに係る事項に関し、広く多様な意見を取り入れるために、子ども・子育で支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき設置する文京区子ども・子育で会議の定員を増員するため、文京区子ども・子育で会議条例(平成25年6月文京区条例第31号)の規定の整備を行う。

## 2 新旧対照表

| 改正案                      | 現行                       |
|--------------------------|--------------------------|
| 第一条から第二条まで(略)            | 第一条から第二条まで(略)            |
| (組織)                     | (組織)                     |
| 第三条 子育て会議は、委員 <u>二十二</u> | 第三条 子育て会議は、委員 <u>二十人</u> |
| 人以内をもって組織する。             | 以内をもって組織する。              |
| 2 委員は、法第七条第一項に規定         | 2 委員は、法第七条第一項に規定         |
| する子ども・子育て支援に関し学          | する子ども・子育て支援に関し学          |
| 識経験のある者その他区長が必要          | 識経験のある者その他区長が必要          |
| があると認めた者のうちから区長          | があると認めた者のうちから区長          |
| が委嘱する。                   | が委嘱する。                   |
| 第四条から第八条まで (略)           | 第四条から第八条まで (略)           |
| 付 則 この条例は、公布の日から施行する。    |                          |